第204回

定時株主総会招集ご通知

日時　2019年６月21日（金曜日）
午前10時（午前９時開場）

場所　三重県津市丸之内31番21号
当行丸之内本部棟　２階大講堂

▶ 決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件

株式会社百五銀行

株主総会にご出席いただけない場合

郵送またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使期限

2019年６月20日（木曜日）
午後５時15分まで

スマートフォンでの議決権行使は「ログインID」「仮パスワード」の**入力が不要**になりました。

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

詳しくは４頁へ

FRONTIER BANKING

百五銀行企業理念

百五銀行の使命

信用を大切にする社会をささえます。

百五銀行は、信用が社会の基本だと考えます。
健全な金融活動を通じて、活力と潤いに満ち、互いに信頼し合える社会づくりにつとめます。

百五銀行の経営

公明正大で責任ある経営をします。

百五銀行は、倫理を重んじ、自主独立の精神で公明正大な経営を行います。
堅実で力強い発展をめざし、責任ある経営で社会の信頼に応えます。

私たちの行動

良識ある社会人として誠実に行動します。

私たちは、良き社会人として、知見を深め、良心にしたがって行動します。
感謝の心で誠意をつくし、明るく元気に、新しいことに挑戦します。

目　次

第204回定時株主総会招集ご通知…… 1
議決権行使についてのご案内…… 3
株主総会参考書類
第１号議案　剰余金処分の件…… 5
第２号議案　取締役９名選任の件…… 6
第３号議案　監査役２名選任の件…… 12
添付書類
事業報告…… 14
計算書類…… 32
連結計算書類…… 35
監査報告書…… 37
株主総会会場ご案内図

ごあいさつ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

第204回定時株主総会を6月21日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当行はおかげさまで昨年11月に創立140周年を迎えました。これもひとえに株主の皆さま、お客さまのご支援の賜物と、心から感謝申しあげます。

さて、当行では本年4月から新中期経営計画『KAI-KAKU150 1st STAGE「未来へのとびら」～デジタル&コンサルティングバンクをめざして～』に取り組んでおります。

創立150周年を見据えて、持続的な成長を実現するために、最初の3年間で「収益構造改革」「組織・人材改革」「IT・デジタル改革」に取り組み、新たな価値の創造と、さらなる生産性の向上を図り、地域金融の円滑化および地域活性化に努めてまいります。

今後とも株主の皆さまのご信頼にお応えできるよう、全役職員が一丸となって努力してまいりますので、何卒一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申しあげます。

2019年5月

取締役頭取　伊藤歳恭

（証券コード 8368）
2019年５月31日

株 主 各 位

三重県津市岩田21番27号
株式会社百五銀行
取締役頭取　伊 藤 歳 恭

第204回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当行第204回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2019年６月20日（木曜日）午後５時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　時　**2019年６月21日（金曜日）午前10時（午前９時開場）**

2 場　所　三重県津市丸之内31番21号 当行丸之内本部棟 ２階大講堂
（裏面の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3 会議の目的事項

報告事項
1．第204期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
2．第204期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件

4 議決権行使等についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

(2) 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合

当行指定の議決権行使ウェブサイト〔https://evote.tr.mufg.jp/〕にアクセスしていただき、画面の案内に従って前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「インターネット等による議決権行使のご利用上の注意点」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

(3) 重複行使の取扱い

議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）双方で議決権行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとさせていただきます。
また、電磁的方法（インターネット等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

(4) インターネット開示事項について

本招集ご通知に提供すべき書類のうち、下記①から③までの事項につきましては、法令および当行定款第１８条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（https://www.hyakugo.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」
②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

なお、監査役が監査した事業報告、計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、計算書類および連結計算書類のほか、上記①から③までの事項となります。
また、会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の計算書類および連結計算書類のほか、上記②および③の事項となります。

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- **駐車場のご用意ができかねますので、株主様におかれましては、ご出席の際には公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申しあげます。**
- 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当行ウェブサイト（https://www.hyakugo.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。
- インターネットにより開示いたしました事項の郵送をご希望の株主様は、総務部総務課（電話059-223-2305）までお知らせくださいますようお願い申しあげます。
なお、当日受付にも備え置きいたしますので、ご希望の株主様はご自由にお持ちいただけます。

議決権行使についてのご案内

株主様における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。議決権の行使には以下の３つの方法がございます。

株主総会ご出席

当日ご出席の際は、お手数ながら本「招集ご通知」をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会開催日時　**2019年6月21日（金）午前10時（午前9時開場）**

株主総会次第

1. 報告事項の報告
2. 決議事項の議案説明
3. 質疑応答
4. 議案の採決
5. 閉会

金融経済環境
事業の経過および成果
貸借対照表および損益計算書
連結貸借対照表および連結損益計算書
当行が対処すべき課題

議案および参考事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
５頁からの株主総会参考書類をご参照ください。

当日ご出席いただけない株主の皆様は、**郵送またはインターネット等**による議決権行使を通じて株主総会にご参加くださいますようお願い申しあげます。

郵　送

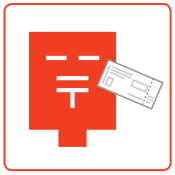

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限　**2019年6月20日（木）午後5時15分到着**

インターネット

当行指定の議決権行使サイト ▶ https://evote.tr.mufg.jp/
にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限　**2019年6月20日（木）午後5時15分まで**

ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

詳細は次頁をご覧ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

ログインIDおよび仮パスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードでの議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」・「仮パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

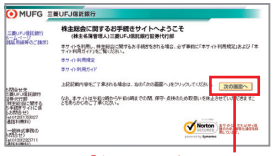

「次の画面へ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」・「仮パスワード」をご入力ください。

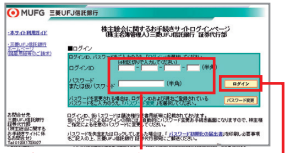

ログインＩＤ、仮パスワードを入力し、「ログイン」をクリック

3 仮パスワードによるログインの際には、自動的にパスワード変更お手続き画面になりますので、株主さま任意のパスワードに変更してください。

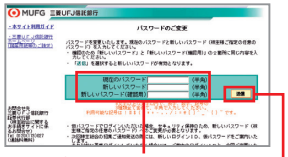

新しいパスワードを入力し、「送信」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

インターネット等による議決権行使について、ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120－173－027
（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

【機関投資家の皆さまへ】
議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当行は長期にわたる安定した経営基盤の確保に努めるため、内部留保の充実に意を払うとともに、株主の皆様に対し安定的な利益還元を実施することを基本としております。当期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、2019年３月期の業績と今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金銭といたします。
2	配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当行普通株式1株につき金4.5円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、1,141,790,954円となります。
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2019年６月24日といたしたいと存じます。

2 その他の剰余金の処分に関する事項

1	増加する剰余金の項目とその額	別途積立金	8,500,000,000円
2	減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金	8,500,000,000円

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（９名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当行における地位および担当
1	再任	上田（うえだ）　豪（つよし）	取締役会長
2	再任	伊藤（いとう）　歳恭（としやす）	取締役頭取
3	再任	杉浦（すぎうら）　雅和（まさかず）	取締役専務執行役員
4	再任	田中（たなか）　秀人（ひでと）	取締役常務執行役員
5	新任	長合（ながごう）　教実（のりみつ）	執行役員愛知支社長
6	新任	柳谷（やなぎたに）　剛（つよし）	執行役員融資統括部長
7	再任	小林（こばやし）　長久（ながひさ）	社外取締役　独立役員
8	再任	川喜田（かわきた）　久（ひさし）	社外取締役　独立役員
9	再任	若狭（わかさ）　一郎（いちろう）	社外取締役　独立役員

候補者番号 1

上田 豪（うえだ つよし）

再任

生年月日
1951年6月13日

所有する当行の株式の数
150,100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年 4 月 当行入行
1997年 1 月 同 高茶屋支店長兼城山出張所長
1999年 4 月 同 経営企画部調査役
1999年 6 月 同 経営会議事務局マネージャー
2000年 6 月 同 企画グループアシスタントマネージャー
2001年 6 月 同 企画グループマネージャー
2002年 4 月 同 事務統括グループマネージャー
2003年 6 月 同 取締役事務統括グループマネージャー
2007年 4 月 同 取締役事務統括部長兼システム統括部長
2007年 6 月 同 常務取締役
2009年 6 月 同 取締役頭取（代表取締役）
2015年 4 月 同 取締役会長（代表取締役）（現任）
（重要な兼職の状況）
近鉄グループホールディングス株式会社社外取締役

取締役候補者とした理由

企画部門や事務統括部門のほか、システム統括部門に携わる等、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2009年6月から取締役頭取、2015年4月から取締役会長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。これらの経験・知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 2

伊藤 歳恭（いとう としやす）

再任

生年月日
1953年7月29日

所有する当行の株式の数
208,900株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年 4 月 当行入行
1998年12月 同 橋南支店長
2001年 6 月 同 東京営業部長兼経営会議事務局東京事務所長
2002年 4 月 同 企画グループマネージャー
2004年 6 月 同 資金運用グループマネージャー
2005年 6 月 同 取締役津支社長
2006年 6 月 同 取締役名古屋支社長
2007年 6 月 同 常務取締役
2009年 6 月 同 取締役副頭取（代表取締役）
2015年 4 月 同 取締役頭取（代表取締役）（現任）

取締役候補者とした理由

支店長や支社長を歴任してきたほか、企画部門や資金運用部門に携わる等、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2009年6月から取締役副頭取、2015年4月から取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。これらの経験・知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 **3**

杉浦　雅和（すぎうら　まさかず）

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4 月　当行入行
2004年 1 月　同　四日市西支店長
2005年 6 月　同　四日市支店長
2007年 6 月　同　経営企画部長
2009年 6 月　同　取締役経営企画部長
2010年 4 月　同　取締役南勢支社長
2012年 6 月　同　取締役資金証券部長
2013年 6 月　同　常務取締役
2017年 6 月　同　専務取締役
2018年 6 月　同　取締役専務執行役員（現任）
（営業本部、営業統括部、ソリューション営業部、ローン統括部、公務部、国際営業部担当）

生年月日
1957年１月31日

所有する当行の株式の数
85,700株

取締役候補者とした理由

支店長や支社長を歴任してきたほか、企画部門や資金運用部門に携わる等、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2009 年６月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。これらの経験・知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 **4**

田中　秀人（たなか　ひでと）

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 9 月　当行入行
2003年12月　同　多気支店長
2005年 6 月　同　亀山支店長兼東御幸出張所長
2006年 6 月　同　桑名支店長
2008年 6 月　同　個人サービス部長
2009年 6 月　同　取締役審査部長
2011年 6 月　同　取締役資金証券部長
2012年 6 月　同　取締役人事部長
2015年 6 月　同　常務取締役
2018年 6 月　同　取締役常務執行役員（現任）
（事務本部、事務統括部、システム統括部、融資統括部、コンプライアンス統括部担当）

生年月日
1955年７月23日

所有する当行の株式の数
69,050株

取締役候補者とした理由

支店長を歴任してきたほか、審査部門や人事部門に携わる等、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2009 年６月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。これらの経験・知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 **5**

長合　教実（ながごう　のりみつ）

新任

生年月日
1959年９月23日

所有する当行の株式の数
35,200株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年４月　当行入行
2007年６月　同　リスク統括部副部長兼信用リスク管理課長
2008年６月　同　リスク統括部長
2010年４月　同　大阪営業部長
2011年６月　同　四日市支店長
2013年６月　同　取締役資金証券部長
2015年６月　同　取締役北勢支社長
2017年６月　同　取締役愛知支社長
2018年６月　同　執行役員愛知支社長（現任）

取締役候補者とした理由

支店長や支社長を歴任してきたほか、リスク統括部門や資金運用部門に携わる等、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。これらの経験・知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、新任の取締役候補者としました。

候補者番号 **6**

柳谷　剛（やなぎたに　つよし）

新任

生年月日
1959年９月25日

所有する当行の株式の数
15,600株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年４月　当行入行
2004年４月　同　二見浦支店長
2006年６月　同　鳥羽志摩支社次長
2007年４月　同　矢田支店長
2009年６月　同　松阪支店長
2011年６月　同　名古屋支店長
2013年６月　同　本店営業部長
2014年６月　同　中勢支社長
2015年６月　同　取締役南勢支社長
2018年６月　同　執行役員融資統括部長（現任）

取締役候補者とした理由

支店長や支社長を歴任してきたほか、審査部門に携わる等、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。これらの経験・知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、新任の取締役候補者としました。

候補者番号 **7**

小林　長久（こばやし　ながひさ）

再任　社外取締役　独立役員

生年月日
1943年11月8日

所有する当行の株式の数
38,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1966年 3 月　四日市倉庫株式会社（現日本トランスシティ株式会社）入社
1991年 6 月　同　東京支店長
1994年 8 月　同　運輸事業部運輸企画部長兼運輸事業部中部運輸部長
1995年 6 月　同　取締役
1999年 6 月　同　常務取締役
2001年 6 月　同　代表取締役専務取締役
2003年 6 月　同　代表取締役社長
2011年 6 月　同　代表取締役会長（現任）
2013年 6 月　当行社外取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
日本トランスシティ株式会社代表取締役会長
（2019年6月27日同取締役相談役就任予定）

社外取締役候補者とした理由

長年、上場企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験・知見に基づき、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としました。

候補者番号 **8**

川喜田　久（かわきた　ひさし）

再任　社外取締役　独立役員

生年月日
1946年8月30日

所有する当行の株式の数
61,345株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1969年 4 月　トヨタ自動車販売株式会社（現トヨタ自動車株式会社）入社
1978年 7 月　三重トヨペット株式会社入社
1980年 6 月　同　取締役
1981年 6 月　同　代表取締役常務
1984年 6 月　同　代表取締役社長（現任）
2007年 6 月　当行社外監査役
2014年 6 月　株式会社ちとせ代表取締役社長
2015年 6 月　同　取締役（現任）
2015年 6 月　当行社外取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
三重トヨペット株式会社代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由

長年、民間企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験・知見に基づき、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としました。

候補者番号 9

若狭一郎（わかさ いちろう）

再任　社外取締役　独立役員

生年月日
1955年1月1日生

所有する当行の株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4 月　明治生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社
2005年 7 月　同　取締役
2006年 7 月　同　執行役
2008年 4 月　同　常務執行役
2012年 4 月　同　専務執行役
2014年 4 月　同　執行役副社長
2014年 7 月　一般社団法人生命保険協会副会長
2017年 7 月　明治安田ビルマネジメント株式会社代表取締役会長
2018年 6 月　当行社外取締役（現任）
2019年 4 月　株式会社明治安田総合研究所代表取締役会長（現任）
（重要な兼職の状況）
株式会社明治安田総合研究所代表取締役会長

社外取締役候補者とした理由

長年、生命保険会社の経営に携わり、金融業界における豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験・知見に基づき、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としました。

（注）1．取締役候補者小林長久氏が代表取締役会長である日本トランスシティ株式会社と当行との間に貸出金等の取引があります。取締役候補者川喜田久氏が代表取締役社長である三重トヨペット株式会社と当行との間に貸出金等の取引があります。その他の取締役候補者と当行との間には特別な利害関係はありません。

2．小林長久氏、川喜田久氏、若狭一郎氏は社外取締役の候補者であります。なお、現在、当行は小林長久氏、川喜田久氏、若狭一郎氏の３名を、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、本議案において小林長久氏、川喜田久氏、若狭一郎氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

3．小林長久氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年となります。川喜田久氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。若狭一郎氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

4．社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当行は定款の規定に基づき、社外取締役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度としております。本総会において社外取締役に、小林長久氏、川喜田久氏、若狭一郎氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役渡邉悌爾氏、川端康成氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1

鶴岡　信治（つるおか　しんじ）

新任　社外監査役　独立役員

生年月日
1954年11月10日生

所有する当行の株式の数
０株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1989年６月　三重大学(現 国立大学法人三重大学)　工学部 助教授
2000年４月　同大学　工学部 教授
2005年４月　同大学　共通教育センター 実践教育部門長
2007年４月　同大学　学長補佐
2009年４月　同大学大学院　地域イノベーション学研究科 研究科長
2015年４月　同大学　理事・副学長
2019年４月　同大学　副学長（現任）
2019年４月　同大学大学院　工学研究科 教授（現任）
（重要な兼職の状況）
国立大学法人三重大学　副学長
国立大学法人三重大学大学院　工学研究科　教授

社外監査役候補者とした理由

大学教授としての幅広い知識に加え、大学の理事および副学長として、組織運営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。会社経営に直接関与した経験はありませんが、これまでの経験・知見に基づき、経営全般にわたって有効な助言と監視が期待できると判断し、新任の社外監査役候補者としました。

候補者番号 2

川端　郁子（かわばた いくこ）

新任　社外監査役　独立役員

略歴、地位および重要な兼職の状況

1998年 4 月　検事 任官
2010年 8 月　三重弁護士会 弁護士 登録
2010年 8 月　川端法律事務所 代表弁護士（現任）
（重要な兼職の状況）
川端法律事務所　代表弁護士

生年月日
1971年7月7日生

所有する当行の株式の数
0株

社外監査役候補者とした理由

長年、検事および弁護士として活躍し、法律の専門家としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。会社経営に直接関与した経験はありませんが、これまでの経験・知見に基づき、経営全般にわたって有効な助言と監視が期待できると判断し、新任の社外監査役候補者としました。

（注）1．鶴岡信治氏、川端郁子氏と当行との間には特別な利害関係はありません。
2．鶴岡信治氏、川端郁子氏は、社外監査役の候補者であります。なお、両氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認可決された場合、両氏を独立役員とする予定であります。
3．川端郁子氏は、本定時株主総会終結の時をもって退任する監査役川端康成氏の配偶者であります。
4．社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当行は定款の規定に基づき、社外監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度としております。本総会において社外監査役に、鶴岡信治氏、川端郁子氏が選任された場合、当該契約を締結する予定であります。

以　上

第204期（2018年4月 1日から 2019年3月31日まで）事業報告

1．当行の現況に関する事項

1 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行は、本支店109か店、28出張所において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。また、投資信託・保険等の窓口販売業務、金融商品仲介業務のほか、M&A・シンジケートローン等にも積極的に取り組み、お客さまの多様化するニーズにお応えしております。

金融経済環境

当事業年度のわが国経済は、個人消費の持ち直しや設備投資の増加を背景に、緩やかな改善が続きました。このような状況下、当行の主要な営業地域である三重・愛知両県下の経済につきましても、基調としては緩やかに拡大しました。

先行きにつきましては、地域創生への取組みによる地域経済活性化や生産性の向上などを背景に、緩やかな景気回復が期待されますが、海外経済の不確実性や通商問題などにより景気が下押しされるリスクが高まっており、金融市場や実体経済への影響に留意する必要があります。

事業の経過及び成果

このような経済情勢のなかで、当行は株主の皆様をはじめお客さまの力強いご支援のもと、全行をあげて業績の伸展と経営の合理化・効率化に努めてまいりました。また、地域金融の円滑化および地域創生に向け、金融仲介機能とコンサルティング機能の発揮に努め、お客さまや地域社会との一層の関係強化をはかってまいりました。

地域創生への取組みといたしましては、地方銀行の取引先で販路拡大を希望する「食」関連の企業および団体と、地域色豊かな安全で美味しい食材を求める食品バイヤーとの商談の場を提供することを目的として、昨年10月に全国の地方銀行などと共催で「地方銀行フードセレクション2018」を開催いたしました。970社が出展し、13,000名を超える食品バイヤーが来場した大規模な食の展示会となり、当行のお取引先からも31社・17ブースを出展していただきました。

商品・サービス面では、大規模地震発生時における地域企業の事業の継続、早期復旧など、震災へのリスク対策強化の支援を行うため、昨年６月に東海三県の金融機関で初めて、大規模地震が発生した際に借入元本の返済を免除する特約を付与した「BCP支援融資（地震特約付）」に取り組みました。

フィンテックへの取組みといたしましては、銀行システムの接続仕様を外部の事業者に公開する「オープ

ンAPI」の第一弾として、昨年10月に自動貯金アプリ「finbee（フィンビー）」のサービスを開始いたしました。また、昨年12月には、スマホ決済サービス「Origami Pay（オリガミペイ）」と、本年２月には「クラウド会計ソフトfreee（フリー）」とAPI連携を開始いたしました。今後もオープンAPIを通じ多様なフィンテック企業との連携および協働を進めてまいります。

店舗につきましては、昨年６月に愛知県内21か店目の店舗として守山支店を開設いたしました結果、当期末の店舗数は109か店、28出張所となりました。店舗外現金自動設備につきましては、自行分とコンビニATMの合計で49,390か所・51,612台となりました。

働き方改革への取組みといたしましては、多様な働き方へ対応するため、本年１月にタブレット端末を活用した在宅勤務制度を本格導入いたしました。また、本年２月には、地域における働き方改革の推進支援や風土醸成を目的として「働き方改革セミナー」を開催いたしました。

そのほか、取締役会の活性化・意思決定の迅速化および業務執行機能の充実を目的として、昨年６月に執行役員制度の導入および社外取締役の増員を行い、コーポレート・ガバナンスの一層の強化をはかりました。また、昨年10月には、重要課題として国際的に要請されているマネー・ローンダリング（資金洗浄）およびテロ資金供与対策の強化をはかるため、コンプライアンス統括部内に「マネロン・テロ資金供与対策室」を新設いたしました。

次に業績を見ますと、預金は個人預金や法人預金が堅調に推移したことなどから、当事業年度末残高は前事業年度末に比べ1,600億円増加し、４兆8,829億円となりました。また、投資信託預り資産の当事業年度末残高は前事業年度末に比べ57億円減少し、964億円となりました。公共債預り資産の当事業年度末残高は前事業年度末に比べ11億円減少し、274億円となりました。

一方、貸出金は法人向け貸出や住宅ローンなどの個人向け貸出が増加したことなどから、当事業年度末残高は前事業年度末に比べ3,397億円増加し、３兆4,417億円となりました。

また、有価証券の当事業年度末残高は前事業年度末に比べ472億円減少し、１兆7,414億円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は国債等債券売却益の減少によりその他業務収益が減少したことや、株式等売却益の減少によりその他経常収益が減少したことなどから、前事業年度に比べ50億94百万円減少し、732億25百万円となりました。

一方、経常費用は国債等債券売却損の減少によりその他業務費用が減少したことなどから、前事業年度に比べ45億85百万円減少し、582億２百万円となりました。

この結果、経常利益は前事業年度に比べ５億８百万円減少し、150億23百万円となりました。

また、当期純利益は前事業年度に比べ１億90百万円減少し、107億66百万円となりました。

当行が対処すべき課題

当行では、中期経営計画『KAI-KAKU150 1st STAGE「未来へのとびら」』を策定し、本年４月から取り組んでおります。この計画では、３つの改革「収益構造改革」「組織・人材改革」「IT・デジタル改革」に取り組み、長期ビジョン『お客さまと地域の未来を切り拓く「デジタル＆コンサルティングバンク」』の実現に向けた土台づくりを進めてまいります。

「収益構造改革」では、多様化・深刻化するお客さまの課題・ニーズに対して、十分な金融仲介機能を発揮し、最適なコンサルティングおよびソリューションの提供を行うことで、貸出金収益および役務収益の増強をはかってまいります。

「組織・人材改革」では、従来から取り組んできた働き方改革を深化させるとともに、ダイバーシティ推進により、あらゆる人材が力を発揮し、働きがいを実感できる職場づくりを進めてまいります。

「IT・デジタル改革」では、進化するデジタル技術を取り入れ、システムの全体最適化と中長期目線でのデジタル戦略を推進し、お客さまの利便性向上および銀行業務の抜本的な改善・効率化に取り組んでまいります。

また、当行は、「百五の森」の植樹や運営管理といった環境保全活動のほか、金融教育やスポーツ・文化振興支援などの活動を充実させ、地域社会の持続的発展に貢献いたします。

さらに、経営環境が変化するなかで、コーポレート・ガバナンスを強化・充実させていくとともに、組織全体としてマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策を高度化させることで、経営管理体制の強化に取り組んでまいります。

このように、当行は、ESG（環境・社会・ガバナンス）やSDGs（国連で採択された持続可能な開発目標）に関する考え方を積極的に経営に取り込み、本業を通じて社会的課題の解決をはかることで、持続可能な社会の実現と中長期的な企業価値の向上をめざしてまいります。

なお、当行は、昨年11月に創立140周年を迎えることができました。これもひとえに株主の皆様をはじめお客さまのあたたかいご支援、ご愛顧の賜物であると深く感謝しております。今後とも皆様のご信頼にお応えし、地域社会と当行の発展のため、全役職員が一丸となって努力してまいりますので、一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

2 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預金	44,529	45,519	47,228	48,829
定期性預金	21,011	20,617	20,571	20,650
その他	23,518	24,902	26,657	28,178
社債	150	—	—	—
貸出金	28,871	29,407	31,020	34,417
個人向け	8,452	9,092	10,148	11,881
中小企業向け	10,689	11,177	11,746	12,607
その他	9,730	9,137	9,125	9,928
商品有価証券	2	3	0	0
有価証券	20,013	20,493	17,886	17,414
国債	6,652	6,561	5,948	5,416
その他	13,360	13,931	11,938	11,997
総資産	53,176	55,178	57,234	62,496
内国為替取扱高	299,555	285,322	291,239	310,283
外国為替取扱高	百万ドル 1,722	百万ドル 1,784	百万ドル 2,394	百万ドル 2,504
経常利益	百万円 16,954	百万円 11,772	百万円 15,531	百万円 15,023
当期純利益	百万円 13,172	百万円 8,462	百万円 10,956	百万円 10,766
1株当たり当期純利益	円 銭 51 91	円 銭 33 35	円 銭 43 18	円 銭 42 43

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。
3．社債は、劣後特約付社債であります。

3 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	2,450 人	2,470 人
平均年齢	40 年 7 月	40 年 6 月
平均勤続年数	15 年 8 月	15 年10月
平均給与月額	400 千円	398 千円

(注) 1．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2．使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3．平均給与月額は、賞与を除く３月中の平均給与月額であります。

4 営業所等の状況

イ　営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
三重県	113	(28)	113	(28)
愛知県	21	(—)	20	(—)
東京都	1	(—)	1	(—)
大阪府	1	(—)	1	(—)
和歌山県	1	(—)	1	(—)
合計	137	(28)	136	(28)

(注) 上記のほか、駐在員事務所及び店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

	当年度末	前年度末
駐在員事務所	3 か所	3 か所
店舗外現金自動設備	49,390 か所	35,766 か所

当年度末の店舗外現金自動設備のうち、12,377か所（前年度末12,894か所）については、株式会社イーネットとの提携により設置したイーネットATM、23,367か所（前年度末22,668か所）については、株式会社セブン銀行との提携により設置したセブン銀行ＡＴＭ、13,441か所（前年度末０か所）については、株式会社ローソン銀行との提携により設置したローソン銀行ＡＴＭであります。

□　当年度新設営業所

営業所名	所在地
守山支店	愛知県名古屋市守山区廿軒家22番19号

（注）1．当年度において、次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

椋本支店	マルヤス メルヴィ芸濃店出張所	（三重県津市）
伊勢支店	伊勢市役所内出張所	（三重県伊勢市）
名古屋支店	ららぽーと名古屋みなとアクルス出張所	（愛知県名古屋市）
高茶屋支店	イオンモール津南出張所	（三重県津市）
名古屋支店	アオキスーパー植田店出張所	（愛知県名古屋市）
亀山支店	マルヤス メルヴィ亀山店出張所	（三重県亀山市）
松阪支店	JR松阪駅出張所	（三重県松阪市）

2．当年度において、次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。

河芸支店	スーパーセンターオークワ河芸店出張所	（三重県津市）
伊勢支店	市立伊勢総合病院出張所	（三重県伊勢市）
桑名支店	サンファーレ出張所	（三重県桑名市）
平田町駅前支店	鈴鹿富士ゼロックス出張所	（三重県鈴鹿市）
亀山支店	シャープ亀山出張所	（三重県亀山市）
多気支店	シャープ三重出張所	（三重県多気郡）

5 設備投資の状況

イ　設備投資の総額

（単位：百万円）

設備投資の総額	2,655

□　重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内容	金額
一宮支店の新築移転	275
守山支店の新築移転	168

6 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当ありません。

ロ　子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
				百万円	%	
百五ビジネスサービス株式会社	三重県津市本町33番21号	現金等の精査整理業務	1979年７月14日	40	100	—
百五管理サービス株式会社	三重県津市高茶屋七丁目６番70号	文書帳簿等保管管理業務	1985年７月29日	30	100	—
百五不動産調査株式会社	三重県津市岩田21番27号	担保不動産の調査及び評価業務	1988年10月25日	20	100	—
百五オフィスサービス株式会社	三重県津市岩田21番27号	手形・債券等の集中保管・管理業務	2001年６月28日	20	100	—
百五スタッフサービス株式会社	三重県津市岩田21番27号	職業紹介業務及び労務管理業務	2004年６月28日	20	100	—
百五証券株式会社	三重県津市岩田21番27号	金融商品取引業務	2009年８月14日	3,000	100	—
株式会社百五カード	三重県津市栄町三丁目123番地１	クレジットカード業務及び信用保証業務	1983年10月20日	50	100	—
百五リース株式会社	三重県津市栄町三丁目123番地１	リース業務	1984年10月15日	50	65	—
株式会社百五総合研究所	三重県津市岩田21番27号	地域産業調査及びコンサルティングに関する業務	1985年７月29日	30	40	—
百五コンピュータソフト株式会社	三重県津市岩田21番27号	コンピュータによる情報処理業務	1990年３月29日	30	5	—

(注) 株式会社百五カードは、2018年10月１日付で株式会社百五ディーシーカードから商号変更を行っております。

重要な業務提携の概況

1．地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2．地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3．地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4．株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れサービスを行っております。

2．会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

1 会社役員の状況

（2018年度末現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
上田　豪	（代表取締役）　取締役会長	近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役	
伊藤歳恭	（代表取締役）　取締役頭取		
渡辺義彦	（代表取締役）　取締役副頭取 経営企画部、働き方改革、リスク統括部、秘書室担当 秘書室長委嘱		
杉浦雅和	取締役専務執行役員 営業本部、支店統括部、営業戦略部、ローン統括部、地域創生部、公務部、国際営業部担当 営業本部長委嘱		
田中秀人	取締役常務執行役員 事務本部、事務統括部、システム統括部、融資統括部、コンプライアンス統括部担当 事務本部長委嘱		
寺尾正紀	取締役常務執行役員 資金運用本部、資金証券部、東京営業部、総務部、人事部担当 資金運用本部長委嘱		
小林長久	取締役（社外取締役）	日本トランスシティ株式会社 代表取締役会長	
川喜田　久	取締役（社外取締役）	三重トヨペット株式会社 代表取締役社長	
若狭一郎	取締役（社外取締役）	明治安田ビルマネジメント株式会社 代表取締役会長	
笠井貞男	常勤監査役		

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
中津清晴	常勤監査役		
渡邉悌爾	監査役（社外監査役）		
川端康成	監査役（社外監査役）	川端法律事務所 代表弁護士	
西田　孝	監査役（社外監査役）		

（注）1．社外取締役小林長久、川喜田久、若狭一郎、社外監査役渡邉悌爾、川端康成、西田孝につきましては、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2．社外監査役川端康成は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3．当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。

氏　　名	退任時の地位	退任日
後藤悦夫	取締役	2018年6月21日（辞任）
長合教実	取締役	2018年6月21日（辞任）
釜森伸明	取締役	2018年6月21日（辞任）
竹中　章	取締役	2018年6月21日（辞任）
柳谷　剛	取締役	2018年6月21日（辞任）
山﨑　計	取締役	2018年6月21日（辞任）
市川　秀	監査役（社外監査役）	2018年6月21日（任期満了）

（ご参考）

2019年４月１日付異動及び担当の変更

氏　　名	地　位　及　び　担　当
渡　辺　義　彦	（代表取締役）取締役副頭取 経営企画部、デジタルイノベーション部、リスク統括部、秘書室担当 秘書室長委嘱
杉　浦　雅　和	取締役専務執行役員 営業本部、営業統括部、ソリューション営業部、ローン統括部、 公務部、国際営業部担当 営業本部長委嘱
寺　尾　正　紀	取締役常務執行役員 資金運用本部、資金証券部、東京営業部、総務部、人事部、 ダイバーシティ推進部担当 資金運用本部長委嘱

当行は執行役員制度を導入しております。各執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

（2018年度末現在）

氏　　名	地　位　及　び　担　当
後　藤　悦　夫	執行役員　南勢支社長委嘱
長　合　教　実	執行役員　愛知支社長委嘱
釜　森　伸　明	執行役員　支店統括部長委嘱
竹　中　　章	執行役員　北勢支社長委嘱
柳　谷　　剛	執行役員　融資統括部長委嘱
山　﨑　　計	執行役員　中勢支社長委嘱

2019年４月１日付異動及び担当の変更

氏　　名	地　位　及　び　担　当
釜　森　伸　明	執行役員　営業統括部長委嘱

2 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区　　分	支　給　人　数	報　酬　等
取　締　役	15人	377 (117)
監　査　役	6人	61
計	21人	439 (117)

(注) 1．報酬等の（　　）内は、当事業年度に係る業績連動型報酬96百万円（取締役96百万円）、株式報酬型ストック・オプション21百万円（取締役21百万円）の合計額（内書き）であります。

2．報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人としての報酬等24百万円（うち使用人兼務取締役の使用人としての賞与８百万円）は含めておりません。

3．2011年６月24日開催の第196回定時株主総会における決議に基づき、取締役の報酬については、(1) 役割や責任に応じて月次で支給する「確定金額報酬」、(2) 単年度の業績等に応じて支給する「業績連動型報酬」、(3) 中長期の企業価値向上と株価上昇への意欲や士気を高めるための「株式報酬型ストック・オプション」の構成としております。

また、監査役の報酬については、中立性および独立性を高めるため、月次で支給する「確定金額報酬」のみとしております。

支給時期、配分等については、次の金額の範囲内で、取締役についてはコーポレートガバナンス会議の助言のもと取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定いたします。

(1) 確定金額報酬は、取締役の報酬額（確定金額報酬額）については年額300百万円以内、監査役の報酬額（確定金額報酬額）については年額65百万円以内としております。

(2) 業績連動型報酬は、確定金額報酬とは別枠で、当該事業年度にかかる当期純利益の0.9％を総支給額といたします。その上限額を100百万円とし、当期純利益が2,000百万円未満の場合、支給額は０円とします。

(3) 株式報酬型ストック・オプションは、確定金額報酬および業績連動型報酬とは別枠で、新株予約権を年額30百万円以内の範囲で割り当ていたします。

3 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
小　林　長　久	会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度としております。
川喜田　久	同上
若　狭　一　郎	同上
渡　邉　悌　爾	同上
川　端　康　成	同上
西　田　孝	同上

3．社外役員に関する事項

1 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
小　林　長　久	日本トランスシティ株式会社代表取締役会長（当行は同社と貸出取引があります）
川喜田　　久	三重トヨペット株式会社代表取締役社長（当行は同社と貸出取引があります）
若　狭　一　郎	明治安田ビルマネジメント株式会社代表取締役会長（当行と同社との間には特別の関係はありません）
渡　邉　悌　爾	
川　端　康　成	川端法律事務所代表弁護士（当行と同事務所との間には特別の関係はありません）
西　田　　孝	

2 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
小　林　長　久	5年9ヶ月	取締役会　15回中15回	（注1）
川喜田　　久	3年9ヶ月	取締役会　15回中15回	（注1）
若　狭　一　郎	9ヶ月	取締役会　11回中11回	（注1）
渡　邉　悌　爾	11年9ヶ月	取締役会　15回中15回 監査役会　14回中14回	（注2）
川　端　康　成	3年9ヶ月	取締役会　15回中15回 監査役会　14回中14回	（注2）
西　田　　孝	9ヶ月	取締役会　11回中11回 監査役会　10回中10回	（注2）

（注）1．社外取締役小林長久、川喜田久および若狭一郎は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして適宜発言を行っております。
2．社外監査役渡邉悌爾、川端康成および西田孝は、取締役会において、それぞれの専門的知識、経験を活かして、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行ったほか、監査役会においても監査方針、監査計画等について、公正な意見を表明しております。

3 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7人	31	—

4．当行の株式に関する事項

1 株式数

発行可能株式総数	396,000千株
発行済株式の総数	254,119千株

2 当年度末株主数

13,798名

3 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
明治安田生命保険相互会社	10,093	3.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	9,001	3.54
日本生命保険相互会社	8,396	3.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	8,133	3.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口９	7,774	3.06
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	5,748	2.26
百五銀行従業員持株会	5,483	2.16
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	4,222	1.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口	3,986	1.57
清水建設株式会社	3,930	1.54

(注) 1．持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は、持株数等を発行済株式（自己株式387千株を除く）の総数で除して算出しており、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3．前事業年度末に大株主であった株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、2018年４月１日に商号を株式会社三菱ＵＦＪ銀行に変更しております。
4．日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口の持株数等3,986千株は、トヨタ自動車株式会社が同信託銀行へ退職給付信託設定した信託財産です。信託契約上当該株式の議決権はトヨタ自動車株式会社が留保しております。

5．会計監査人に関する事項

1 会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
有限責任 あずさ監査法人 鈴　木　賢　次 山　川　　勝 山　田　昌　紀	53	

（注）1．当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額は53百万円であります。
2．当行と会計監査人との間の監査契約におきまして、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、「当該事業年度に係る報酬等」には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3．当行の子会社及び子法人等である百五証券株式会社、百五リース株式会社は、当行の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。
4．監査役会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

2 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。その他、会計監査人が継続してその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議に基づき、取締役会は会計監査人の解任又は不再任議案を株主総会に付議する方針であります。

6．業務の適正を確保する体制

(内部統制システムの基本方針)

当行は以下のとおり「内部統制システムの基本方針」を取締役会の決議により定め、業務の適正を確保する体制を整備しております。

1 法令等遵守体制

① コンプライアンス態勢の基礎として、「百五銀行企業理念」及び「コンプライアンスの基本方針」を定める。

コンプライアンス委員会を設置しコンプライアンスを推進するとともに、コンプライアンスの統括部署としてコンプライアンス統括部を設置しコンプライアンス態勢の整備及び向上を図る。

② お客さまの保護及び利便の向上に向けた管理態勢を整備するため、「顧客保護等管理方針」等を定める。

顧客保護等管理委員会を設置し、顧客保護等の管理状況の把握・評価・分析や改善策等の検討を実施することにより、管理態勢の向上を図る。

③ 会社情報の適時・適切な開示を実施する体制を整備するため「IRに関する基本方針」及び「会社情報の適時開示に関する規則」を定め、法令に基づく開示を適時・適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供についても充実を図る。

④ 内部監査部門として執行部門から独立した業務監査部を設置し、監査結果について業務監査会に報告の上、適切な業務運営を確保する。

⑤ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての報告・相談体制を整備するとともに、コンプライアンス統括部のほか常勤監査役、人事部、弁護士を通報窓口とする内部通報システム（コンプライアンス・ホットライン）を整備し、「コンプライアンス・ホットライン運用規則」に基づきその運用を行う。

⑥ 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規定」等において組織としての対応方針を明確にし、専門部署をコンプライアンス統括部お客さま相談課とするとともに、警察等の外部専門機関との連携の強化を図り、反社会的勢力との関係を遮断する。

2 情報保存管理体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令等の定めによるほか、「取締役会規定」等に基づき適切かつ確実に保存・管理するとともに、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧できる状態とする。また、「セキュリティポリシー」・「情報資産に関する安全対策規定」等に基づき、セキュリティ面から情報資産の重要度・リスクの程度に応じた取扱方法や管理方法を策定し、情報資産を適切に管理・保護する。

3 リスク管理体制

① 適正なリスク管理態勢を構築するため、統合的なリスク管理の方針・規定及びリスク分類毎の管理方針・管理規定を定める。

② リスクの分類は以下のとおりとし、それぞれに主管部署を定め、その把握と管理を適切に行う体制を整備する。

ア 信用リスク
イ 市場リスク
ウ 流動性リスク
エ オペレーショナル・リスク

③ ALMリスク管理委員会及びオペレーショナル・リスク管理委員会を設置し、リスクの状況及び

その管理状況を把握・評価・分析するとともに、リスク管理に関する方針や諸施策を検討・審議の上、適切な対策を講じる。
④　災害等の危機事象の発生に対しては、「危機管理規定」等において組織としての対応方針を明確にし、危機事象発生に伴う損失等を最小限に留めるとともに、危機への迅速かつ的確な対処により業務の継続あるいは早期復旧のために必要な体制を整備する。

4 職務執行の効率性確保のための体制

①　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会において法令または定款に定める事項並びに経営の基本方針その他特に重要な事項を評議決定するほか、経営会議で業務の執行に関する重要事項を審議し、執行の決定を行う。
②　取締役会または経営会議の決定に基づく業務執行については、「組織規定」・「職制規則」・「業務決裁権限規則」等において執行手続の詳細を定める。

5 グループ管理体制

①　当行と連結対象子会社（以下「グループ会社」という）における業務の適正かつ効率的な運営・管理を確保するため、「百五グループ連携規定」を定め、グループ会社の運営・管理にかかる体制を構築するとともに、当行とグループ会社双方に不利益を与えないようアームズ・レングス・ルールを遵守する。
②　当行とグループ会社における経営の健全かつ適切な遂行のため、「リスク管理規定」を定め、一体となってリスクを管理・運営するとともに、「コンプライアンス規定」を定め、当行とグループ会社のコンプライアンス態勢の確立を図る。
③　グループ会社の管理については、各社より当行に対して適時・適切に協議・報告を行い、定例的にグループ会社戦略会議を開催することにより連携を強化し、必要に応じて監査を行う。
④　当行とグループ会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理体制を整備する。

6 監査役の職務を補助する使用人に関する事項等

監査役の職務を補助すべき使用人として、当行の使用人から専任の監査役補助者を任命し、監査役の指揮監督下におく。また、監査役補助者の人事異動及び評価については監査役会の同意を得ることとし、取締役からの独立性と監査役からの指示の実効性を確保する。

7 監査役への報告及び監査の実効性確保のための体制

①　取締役、執行役員及び使用人は以下に定める事項について監査役（会）に報告する。
ア　会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
イ　経営状況についての重要な事項
ウ　内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
エ　重大な法令違反等
オ　内部通報システム（コンプライアンス･ホットライン）の運用状況及び通報の内容
カ　会計方針、会計基準に関する重要な事項
キ　その他監査役が報告を求める事項
②　グループ会社に係る前項ア～キの事項について、グループ会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当行の監査役（会）に報告する。
③　当行とグループ会社は、前２項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
④　監査役は取締役会のほか、経営会議、業務監査会その他の重要な会議に出席し、必要と認めるときは意見を述べる。

また、監査役は代表取締役と定期的会合をもち監査上の重要課題等について意見を交換し相互認識と信頼関係を深めるよう努めるほか、内部監査部門や会計監査人とも定期的に情報や意見の交換を行い、連携の強化を図る。

⑤　監査役がその職務の執行について必要な費用等を請求したときは、当該費用等を支払う。

(内部統制システムの運用状況の概要)

「内部統制システムの基本方針」については、その運用状況を定期的に取締役会に報告するとともに、経営環境の変化等も踏まえて都度見直しを実施しています。今後も継続的な見直しを行うことにより、管理態勢の強化及び実効性の向上に努めてまいります。

当事業年度における「内部統制システムの基本方針」に基づく運用状況の概要は、次のとおりです。

1 コンプライアンスに対する取組み

①　取締役会で決議したコンプライアンス活動計画に基づき、各種コンプライアンス研修・勉強会やコンプライアンス統括部によるモニタリングを実施するなど、コンプライアンスを推進しました。

②　コンプライアンス委員会を５回（定例４回、臨時１回）開催し、コンプライアンス活動計画の進捗状況、反社会的勢力との取引遮断に向けた対応状況などコンプライアンスに関する重要事項を協議しました。

③　取締役会で決議した基本監査計画に基づき、執行部門から独立した業務監査部が当行及びグループ会社の内部監査を実施し、監査結果を取締役会及び業務監査会に月次報告しました。

2 リスク管理に対する取組み

①　ALMリスク管理委員会を14回（定例12回、臨時２回）、オペレーショナル・リスク管理委員会を12回（定例12回）開催し、各種リスクの状況を統合的に把握・評価・分析するとともに、リスク管理に関する方針や諸施策等の重要事項を審議しました。

②　大規模災害など非常事態発生時において、業務の継続あるいは早期復旧のための迅速かつ的確な対処の実効性を高めるため、業務継続計画書に基づき、危機事象発生を想定した各種訓練を実施しました。

③　サイバー攻撃やサイバー犯罪のリスクを適切に管理するため、サイバーセキュリティ対策を組織横断的に協議するとともに、サイバー攻撃対応演習を実施し、平時及び有事の対応態勢の強化に取り組みました。

3 職務執行の効率性確保に対する取組み

取締役会を15回（定例12回、臨時３回）、経営会議を36回開催し、業務計画や総合予算など経営の基本方針に関する事項や業務執行に関する重要事項等を審議決定しました。

4 グループ管理に対する取組み

グループ会社戦略会議を２回、グループ会社コンプライアンス連絡会を２回、百五銀行グループ連絡会を２回開催し、収益・業績管理に関する事項、法令等遵守に関する事項、顧客保護等に関する事項、リスク管理に関する事項等について協議を行いました。

5 監査役監査の実効性確保に対する取組み

①　監査役の職務を補助するため、取締役からの独立性を確保した専任スタッフを1名配置しています。

②　監査役は、取締役会、経営会議、業務監査会等の重要会議に出席し意見を述べるとともに、代表取締役との会合の他、社外取締役との会合、代表取締役及び社外取締役との会合、会計監査人、社外取締役及び業務監査部との会合を持ちました。また、会計監査人、業務監査部、コンプライアンス統括部と定期的に情報交換を行い連携強化を図りました。

第204期末（2019年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
現金預け金	**902,902**
現金	63,478
預け金	839,423
コールローン	**20,429**
買入金銭債権	**12,804**
商品有価証券	**23**
商品地方債	23
金銭の信託	**1,997**
有価証券	**1,741,466**
国債	541,697
地方債	365,318
社債	336,264
株式	182,645
その他の証券	315,541
貸出金	**3,441,753**
割引手形	8,263
手形貸付	93,938
証書貸付	3,008,548
当座貸越	331,003
外国為替	**2,484**
外国他店預け	2,209
買入外国為替	4
取立外国為替	271
その他資産	**52,827**
前払費用	114
未収収益	7,857
金融派生商品	5,239
金融商品等差入担保金	5,809
その他の資産	33,806
有形固定資産	**44,185**
建物	21,453
土地	19,693
リース資産	317
建設仮勘定	235
その他の有形固定資産	2,485
無形固定資産	**4,910**
ソフトウェア	4,735
リース資産	14
その他の無形固定資産	160
前払年金費用	**15,712**
支払承諾見返	**22,090**
貸倒引当金	**△ 13,907**
資産の部合計	**6,249,680**

科　目	金　額
負債の部	
預金	**4,882,986**
当座預金	156,822
普通預金	2,539,362
貯蓄預金	38,584
通知預金	24,071
定期預金	2,065,096
その他の預金	59,048
譲渡性預金	**182,115**
コールマネー	**240,000**
債券貸借取引受入担保金	**188,696**
借用金	**307,869**
借入金	307,869
外国為替	**263**
売渡外国為替	6
未払外国為替	256
その他負債	**32,527**
未払法人税等	1,393
未払費用	3,373
前受収益	649
金融派生商品	8,736
金融商品等受入担保金	1,470
リース債務	358
資産除去債務	161
その他の負債	16,385
退職給付引当金	**3,694**
睡眠預金払戻損失引当金	**1,600**
ポイント引当金	**300**
偶発損失引当金	**392**
繰延税金負債	**38,259**
再評価に係る繰延税金負債	**2,534**
支払承諾	**22,090**
負債の部合計	**5,903,330**
純資産の部	
資本金	**20,000**
資本剰余金	**7,557**
資本準備金	7,557
その他資本剰余金	0
利益剰余金	**225,599**
利益準備金	17,377
その他利益剰余金	208,221
別途積立金	196,114
繰越利益剰余金	12,107
自己株式	**△ 146**
株主資本合計	**253,010**
その他有価証券評価差額金	**93,976**
繰延ヘッジ損益	**△ 4,979**
土地再評価差額金	**4,168**
評価・換算差額等合計	**93,165**
新株予約権	**174**
純資産の部合計	**346,349**
負債及び純資産の部合計	**6,249,680**

第204期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科　目	金　額	
経常収益		**73,225**
資金運用収益	**54,044**	
貸出金利息	34,089	
有価証券利息配当金	18,791	
コールローン利息	874	
預け金利息	209	
その他の受入利息	80	
役務取引等収益	**13,816**	
受入為替手数料	3,482	
その他の役務収益	10,334	
その他業務収益	**1,367**	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	1,366	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	**3,996**	
株式等売却益	3,273	
金銭の信託運用益	0	
その他の経常収益	723	
経常費用		**58,202**
資金調達費用	**4,657**	
預金利息	999	
譲渡性預金利息	30	
コールマネー利息	△ 90	
債券貸借取引支払利息	1,153	
借用金利息	276	
金利スワップ支払利息	1,573	
その他の支払利息	714	
役務取引等費用	**4,516**	
支払為替手数料	613	
その他の役務費用	3,902	
その他業務費用	**4,923**	
外国為替売買損	2,296	
国債等債券売却損	862	
国債等債券償還損	433	
金融派生商品費用	1,330	
営業経費	**41,190**	
その他経常費用	**2,914**	
貸倒引当金繰入額	368	
株式等売却損	1,224	
株式等償却	383	
金銭の信託運用損	26	
その他の経常費用	911	
経常利益		**15,023**

(単位：百万円)

科　目	金　額	
特別損失		177
固定資産処分損	68	
減損損失	108	
税引前当期純利益		14,845
法人税、住民税及び事業税	3,622	
法人税等調整額	457	
法人税等合計		4,079
当期純利益		10,766

第204期末（2019年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
現金預け金	904,975
コールローン及び買入手形	20,429
買入金銭債権	12,804
商品有価証券	23
金銭の信託	1,997
有価証券	1,731,418
貸出金	3,431,337
外国為替	2,484
リース債権及びリース投資資産	21,023
その他資産	64,903
有形固定資産	46,756
建物	21,669
土地	19,913
建設仮勘定	235
その他の有形固定資産	4,938
無形固定資産	5,111
ソフトウェア	4,935
その他の無形固定資産	175
退職給付に係る資産	14,675
繰延税金資産	688
支払承諾見返	22,090
貸倒引当金	△ 15,446
資産の部合計	6,265,275

科　目	金　額
負債の部	
預金	4,876,589
譲渡性預金	176,185
コールマネー及び売渡手形	240,000
債券貸借取引受入担保金	188,696
借用金	316,314
外国為替	263
その他負債	42,416
賞与引当金	233
退職給付に係る負債	3,278
役員退職慰労引当金	125
睡眠預金払戻損失引当金	1,600
ポイント引当金	390
偶発損失引当金	455
特別法上の引当金	1
繰延税金負債	38,239
再評価に係る繰延税金負債	2,534
支払承諾	22,090
負債の部合計	5,909,416
純資産の部	
資本金	20,000
資本剰余金	10,381
利益剰余金	232,337
自己株式	△ 146
株主資本合計	262,572
その他有価証券評価差額金	94,072
繰延ヘッジ損益	△ 4,979
土地再評価差額金	4,168
退職給付に係る調整累計額	△ 149
その他の包括利益累計額合計	93,112
新株予約権	174
純資産の部合計	355,859
負債及び純資産の部合計	6,265,275

第204期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科　目	金　額	
経常収益		**85,847**
資金運用収益	**53,381**	
貸出金利息	34,097	
有価証券利息配当金	18,119	
コールローン利息及び買入手形利息	874	
預け金利息	209	
その他の受入利息	80	
役務取引等収益	**16,180**	
その他業務収益	**12,347**	
その他経常収益	**3,937**	
償却債権取立益	0	
その他の経常収益	3,937	
経常費用		**70,364**
資金調達費用	**4,686**	
預金利息	998	
譲渡性預金利息	30	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△ 90	
債券貸借取引支払利息	1,153	
借用金利息	306	
その他の支払利息	2,288	
役務取引等費用	**4,137**	
その他業務費用	**14,232**	
営業経費	**44,376**	
その他経常費用	**2,932**	
貸倒引当金繰入額	363	
その他の経常費用	2,569	
経常利益		**15,482**
特別損失		**177**
固定資産処分損	68	
減損損失	108	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	
税金等調整前当期純利益		**15,304**
法人税、住民税及び事業税	**3,953**	
法人税等調整額	**507**	
法人税等合計		**4,461**
当期純利益		**10,843**
親会社株主に帰属する当期純利益		**10,843**

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

株式会社 百五銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鈴木賢次 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山川 勝 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山田昌紀 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社百五銀行の2018年４月１日から2019年３月31日までの第204期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

株式会社 百五銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鈴木賢次 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山川 勝 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山田昌紀 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社百五銀行の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社百五銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第204期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月10日

株式会社　百五銀行　監査役会

常勤監査役　笠井貞男　㊞
常勤監査役　中津清晴　㊞
社外監査役　渡邉悌爾　㊞
社外監査役　川端康成　㊞
社外監査役　西田　孝　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

開催会場

津市丸之内31番21号（丸之内本部棟 2階大講堂）
電話 （059）223-2305（総務部総務課）

交 通

○JR・近鉄津駅下車 … バス約10分 三重会館前下車
○近鉄津新町駅下車 … バス約10分 三重会館前下車

※駐車場のご用意ができかねますので、公共交通機関などをご利用いただきますようお願い申しあげます。

FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915